

児童手当制度改正 申請要・不要 フローチャート

START



現在、志木市子ども支援課から児童手当・特例給付を受給していますか？

YES

NO

高校生年代のお子様を養育していますか？

お子様を養育している方の中で
所得が高い方の職業は公務員ですか？

YES

NO

YES

NO

高校生年代のお子様は算定児童（※）
として市に登録されていますか？
受給者とお子様が同住所の場合は、原則登録されています。

勤務先
にお問合せください

NO

YES

児童の兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、
その子を含めて3人以上のお子様がいますか？

NO

YES

所得が高い方の住民登録地（住民票の
ある住所）は志木市ですか？

NO

申請は不要です

児童の兄弟等（H14.4.2生～
H18.4.1生）がいて、その子を含めて
3人以上のお子様がいますか？

所得が高い方の住所地
にお問合せください

児童の兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1生）
がいて、その子を含めて3人以上の
お子様がいますか？

NO

YES

YES

NO

申請が必要！
「額改定認定請
求書」を提出し
てください。

申請が必要！
「額改定認定請
求書」「監護相
当・生計費の負
担についての確
認書」を提出し
てください。

申請が必要！
「監護相当・生
計費の負担につ
いての確認書」
を提出してくだ
さい。

申請が必要！
「認定請求書」
「監護相当・生
計費の負担につ
いての確認書」
を提出してくだ
さい。

申請が必要！
「認定請求書」
を提出してくだ
さい。

■「算定児童（※）」とは、児童手当の支払い対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。制度改正前は高校生年代が対象。別居している等で認定請求時に算定児童として志木市の児童手当台帳に登録していない場合を除き、原則登録されています。

■高校生年代の子が受給者と別居している場合、「別居監護申立書」が必要です。

■高校生年代までの子が児童福祉施設に入所している場合は、支給対象外となります。